

平成26年度
秋田県屋外広告物審議会

議 案 書

平成26年10月9日
秋田県屋外広告物審議会

平 2 6 第 1 号 議 案

屋外広告物の許可基準の見直しについて

平成 2 6 年 1 0 月 9 日
秋田県屋外広告物審議会

都 一 944
平成26年 9月30日

秋田県屋外広告物審議会長 様

秋田県知事 佐竹 敬 介



屋外広告物の許可基準の変更について（諮問）

このことについて、秋田県屋外広告物条例第22条第2項第2号の規定により、意見を求めます。

屋外広告物の許可基準の見直しについて（要旨）

1 諮問事項

屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置しようとするときの許可の個別基準について、一部改正することとする。

2 理 由

最近における社会情勢や屋外広告物を取り巻く状況の変化に鑑み、屋外広告物の許可基準の一部を改正する必要がある。

3 改正内容

(1) 発光装置又は照明装置を有する広告物の許可の個別基準について、信号機からの距離規制を緩和することとする。

4 施行期日

平成27年4月1日から施行することとする。

屋外広告物の許可基準の見直し案新旧対照表について

	新	旧
野立広告塔及び 野立広告板 突出広告板 アーチ	<u>_____</u> 信号機から10m以内の場所に設置しないこと。 <u>ただしネオンサイン、イルミネーションその他発光することにより常時表示の内容を変化させることができる広告物（以下「電光表示広告物」という。）以外の広告物にあつては、信号機から5m以内の場所に設置しないこととすることができる。</u>	<u>交通</u> 信号機から20m以内の場所に設置しないこと。 <u>_____</u>
屋上広告塔及び 屋上広告板	<u>_____</u> 信号機から10m以内の場所に設置しないこと。 <u>ただし電光表示広告物以外の広告物にあつては、信号機から5m以内の場所に設置しないこととすることができる。</u>	<u>交通</u> 信号機から10m以内の場所に設置しないこと。 <u>_____</u>